

平成25年度の予算編成のポイントとしては、昭和62年（1987年）に開設された東成育成園をはじめ、建設以来20年以上経過した施設があることから、補修経費が年々増加してきています。部分補修では賄えきれないところも出てきており、25年度の大きな所では福島育成園が空調機器等の入れ替えで固定資産関係経費を5,300万円を予算計上しております。この他には東成育成園の玄関前アスファルトの張替え等も検討しており、350万円を予算計上しております。

今後は、更なる施設補修や固定資産の入れ替えが見込まれるため、新規事業の検討や人材確保も必要ではありますが、既存施設の整備が重点的課題であることから、法人全体あげて簡素で効率的な事業経営を行い、資金確保に努めることも重要となります。

東成育成園が福祉避難所の協定を締結しました

大阪市では平成23年度に（一社）大阪市老人福祉施設連盟ならびに大阪市障害児・者施設連絡協議会と福祉避難所にかかる覚書を締結し、現在、各加盟施設に対して福祉避難所等として使用することに関する協定の締結が進められています。

法人内施設として、最初に東成育成園が3月に「災害時に福祉避難所等として障害児・者施設等を使用することに関する協定書」を東成区と締結しました。大阪市と締結する本協定は、各区役所と各施設において締結作業が進められており、区により締結の進捗に差異が生じていますが、今後は法人内施設が所在する港区ならびに福島区においても同様の協定が締結されることと見込まれますが、今回の締結作業の際に判明した内容も含めてご紹介させていただきます。

◆福祉避難所とは？

「福祉避難所についての設置・運営ガイドライン」によると、福祉避難所とは、災害時に一般の収容避難所（学校等）において、避難所生活が困難な要援護者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児）など何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する施設とされています。今回、大阪市と締結した協定では東成育成園では障がい者が対象となる福祉避難所となりました。

なお、福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から福祉避難所として利用することはできません。

◆福祉避難所と避難支援プラン

福祉避難所の概念は、平成7年（1995年）1月に発生した阪神淡路大震災を受け、平成8年に災害救

助法を見直す中で当時の厚生省災害救助研究会が「大規模災害における応急救助のあり方」を提言した中に出てきます。その後、平成17年（2005年）3月に内閣府より「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂）が示され、さらに平成20年（2008年）6月には厚生労働省から「福祉避難所についての設置・運営ガイドライン」が出されました。

なお、前述の2つのガイドラインにより、福祉避難所への避難については「避難支援プラン（個別計画）」でもって対象者の申し送りをするにとされています。避難支援プランについては、平成19年（2007年）3月に大阪府が「市町村における『災害時要援護者避難支援プラン』作成指針」を策定し、平成21年（2009年）11月に大阪市は「大阪市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」を策定し、その中に避難支援プランについて触れられています。

◆災害が発生した場合は？

（一般的な例で必ずしもこの順序にはなりません。）

- ①災害発生後、最寄りの収容避難所に避難します。
- ②収容避難所において、市職員等が避難者の身体状態や介護などの状況を考慮し、福祉避難所への避難の必要性を判断し、避難対象者を決定します。
- ③福祉避難所は安全確認、人員確保など受け入れ態勢が整った段階で災害対策本部が検討し、必要に応じ順次開設し、決定された避難対象者を受け入れます。
- ④福祉避難所への移送は、施設と行政が連携して対応します。
- ⑤本人の身体状態等に応じて、福祉避難所での生活が困難な方は、介護保険施設への緊急入所や医療機関への緊急入院となることもあります。

◆福祉避難所の対象者は？

福祉避難所の対象者となる方の基準については、完全に一致するものではありませんが、「福祉避難所についての設置・運営ガイドライン」で次のような方が共通条件として目安が示されています。

- ①高齢者（要介護・認知症）
 - ・要介護3以上の人
 - ・要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人。
- ②障がい者（知的・身体・精神）
 - ・重度障がい者（身体障がい1・2級、知的障がいA判定、精神障がい1級）
 - ・視覚障がい、聴覚障がい3・4級
 - ・音声・言語機能障がい3級